

## 京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金の交付に関する、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この要綱に基づく補助金は、大岩街道周辺地域の活性化に向けて、住民・事業者が主体となって行うまちづくり活動を支援し、住民・事業者が共に安心して暮らせる、魅力あるまちの実現に寄与することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大岩街道周辺地域 「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」（以下「まちづくりの方針」という。）で定めるAエリア、Bエリア及びCエリアをいう。
- (2) 専門家 住民・事業者が主体となって、大岩街道周辺地域の安心・安全で魅力あるまちづくりに取り組む際の課題に対応できる知識やノウハウを有する者又はその者が所属する団体、組織をいう。
- (3) 専門家活用事業 住民・事業者が主体となって、大岩街道周辺地域の安心・安全で魅力あるまちづくりに向け専門家を活用することをいう。
- (4) 交付対象者 補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (5) 区長 京都市伏見区長をいう。

### (補助対象経費)

第4条 対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、専門家活用事業において専門家へ支払う報酬、旅費及び事務費とする。

2 補助金は、各年度、予算の範囲内で交付する。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む）に2分の1を乗じた額とし、1事業当たり300,000円を限度とする。

2 前項の規定に基づき算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

### (交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、専門家活用事業の開始までに区長に行わなければならない。

- (1) 団体の規約・会則等
- (2) 団体構成員の名簿
- (3) 専門家の活用に要する補助対象経費の見積書等の写し
- (4) 専門家活用事業に係る専門家の活動実績等が確認できるもの
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達して30日以内に、条例第10条各号の決定を行う。

2 区長は、交付を決定する場合において、条例第11条第1項各号及び第2項の規定による条件を付することができる。

3 条例第12条の規定による通知は、本条第1項の規定により交付を決定したときは、交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、不交付決定通知書（第3号様式）により行う。

(申請事項の変更等)

第8条 条例第11条第1項第1号の規定による、専門家活用事業の申請事項の変更に係る申請は、交付変更申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に行わなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 補助対象経費又は交付申請額の変更を行う場合は、変更後の補助対象経費の見積書等の写し
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 条例第11条第1項第2号の規定による、専門家活用事業の中止に係る申請は、事業中止申請書（第5号様式）に前項第1号及び第3号に掲げる書類を添えて区長に行わなければならない。

(事業の完了)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、当該事業完了日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに完了実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に行わなければならない。

- (1) 専門家の活用に要した補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 専門家から支援を受けることを示す契約書、覚書等の写し
- (3) 専門家からの支援の内容、実績が確認できる書類
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(補助金の額の決定)

第10条 条例第19条の規定による通知は、補助金額確定通知書（第7号様式）により行う。

(補助金の支払)

第11条 交付対象者は、補助金の支払を請求しようとするときは、補助金請求書（第8号様式）に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し

- (2) 補助金額確定通知書の写し
- (3) 京都市会計規則に定める振込依頼書
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(交付対象者の責務)

第12条 交付対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に専門家活用事業を行わなければならない。

2 交付対象者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、専門家活用事業の完了又は廃止の後、10年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。